

## 令和4年白老町議会定例会1月会議会議録（第2号）

令和4年1月31日（木曜日）

開 議 午後 1時29分

散 会 午後 2時18分

---

### ○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 議会運営委員長報告
  - 第 3 行政報告
  - 第 4 議案第 3号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第12号）
  - 第 5 議案第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
  - 第 6 議案第 5号 財産の取得について
  - 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）
  - 第 8 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 

### ○会議に付した事件

- 議案第 3号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第12号）
  - 議案第 4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）
  - 議案第 5号 財産の取得について
  - 報告第 1号 専決処分の報告について（工事請負契約の金額の変更について）
  - 報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 

### ○出席議員（14名）

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君  | 2番 広地紀彰君    |
| 3番 佐藤雄大君  | 4番 貳又聖規君    |
| 5番 西田祐子君  | 6番 前田博之君    |
| 7番 森哲也君   | 8番 大淵紀夫君    |
| 9番 吉谷一孝君  | 10番 小西秀延君   |
| 11番 及川保君  | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君   |
- 

### ○欠席議員（なし）

---

### ○会議録署名議員

- |          |          |
|----------|----------|
| 2番 広地紀彰君 | 3番 佐藤雄大君 |
| 4番 貳又聖規君 |          |

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君
副	町	古	俣	博	之	君
副	町	竹	田	敏	雄	君
教	育	安	藤	尚	志	君
総	務	高	尾	利	弘	君
企	画	大	塩	英	男	君
政	策	富	川	英	孝	君
産	業	工	藤	智	寿	君
生	活	三	上	裕	志	君
町	民	久	保	雅	計	君
建	設	舛	田	紀	和	君
健	康	下	河	勇	生	君
子	育	渡	邊	博	子	君
学	校	鈴	木	徳	子	君
生	涯	池	田		誠	君
消	防	早	弓		格	君
病	院	村	上	弘	光	君
政	策	伊	藤	信	幸	君

---

○職務のため出席した事務局職員

主	査	八	木	橋	直	紀	君
書	記	神		綾	香	君	

---

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日1月28日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会1月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午後 1時29分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、2番、広地紀彰議員、3番、佐藤雄大議員、4番、貳又聖規議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和4年 白老町議会定例会は、3月31日まで 休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により1月会議（第2号）を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は令和4年定例会1月会議（第2号）の運営の件であります。

定例会1月会議（第2号）に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、補正予算2件、財産の取得1件、専決処分の報告2件の合わせて議案5件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。これらのことから1月会議（第2号）の再開は、本日1日間とするものであります。

以上議会議長の報告といたします

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

## ◎行政報告

○議長（松田謙吾君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 令和四年白老町議会定例会1月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに新型コロナウイルス感染症関連についてであります。

白老町成人式後に開催された飲食を伴う会合に参加した新成人の方の中から、新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、1月17日、それに起因するクラスターの発生が発表されました。最終的に新成人20名が陽性判定を受けるとともに、関連して2名の感染が判明しましたが、それ以上の完成拡大には至らず、クラスターの終息を確認しております。

一方で1月27日から2月20日まで北海道全域を対象に蔓延防止等重点措置が適用され、本町においても感染が急拡大していることから、町民の皆様には、不要不急の外出を控えるなど更なる感染防止対策の徹底にご協力をお願い申し上げます。

また、苫小牧保健所管内における感染者の急拡大に伴う保健所業務の逼迫により、北海道から職員の応援派遣要請があり、1月26日より2月26日まで1日2名の職員を苫小牧保健所に派遣することとしたほか、町立病院では苫小牧保健所において対応できない町内外の濃厚接触者の検体検査受け入れを実施することで調整しており、症状のない一般の無料検査の受付を一時中断することといたしました。

次に住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてであります。

2月7日以降に対象となる世帯に対し給付金のお知らせと確認書を送付し、確認書への記入、返送されたものの中から順次現金10万円を支給する予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活、暮らしの支援を行うため、給付金の支給に迅速に対応してまいります。

次にクルーズ客船「ばしふいっく びいなす」の白老港への寄港決定についてであります。

今回は日本クルーズ客船株式会社の「日本一周探訪クルーズ」の寄港地として、令和4年6月2日に寄港しウポポイなど町内に立ち寄っていただく予定となっております。

今後の新型コロナウイルス感染症の影響により中止や変更の可能性もありますが、感染対策を十分に実施し、安全な受け入れに努めてまいります。

平成29年5月11日以来、2回目の寄港となりますが、今後も引き続きクルーズ客船の誘致に向けて、ポートセールスを強化したいと考えております。

次に「白老町立国民健康保険病院改築事業者の選定及び基本協定の締結」についてであります。1月16日に全7事業者からの技術提案書に基づき公開型プレゼンテーション及びヒアリングを実施した結果、「フジタ・久米設計・岩倉建設・岩崎組特定工事共同企業体」を最適提案者として選定し、去る1月26日に、「白老町立国民健康保険病院改築事業に係る基本協定書」を締結いたしました。

基本協定においては、本町が示した要求水準の遵守と事業者からの技術提案等の履行を前提に全体事業完了まで双方が誠実に対応していくことを確認したところであります。

今後においては、最適提案者との綿密なコミュニケーションを図り、町立病院の理念である「患者さんに信頼され笑顔と思いやりのある病院づくり」に向けて鋭意事業を進めてまいります。

次に白老町立国民健康保険病院における医師の退職についてであります。

この度、1月31日付をもちまして趙重文内科医師が退職することとなりました。趙医師は11月から3ヶ月間の在籍で、非常に残念なことではあります、体調面での不安等が退職理由と聞いております。

いずれにしても、昨年末より常勤医師の入退職が短期間で相次いだことは、患者さんやそのご家族に対して大変なご心配とご迷惑をおかけしているものと捉えております。町として、町立病院に勤務する医師が安心して医療提供に専念できる環境づくりについても、医師の確保と同様、重要な案件として全力を挙げて取り組んでまいり所存です。

なお本1月会議には議案3件報告2件の提案を申し上げますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

---

### ◎議案第3号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（松田謙吾君） 日程第4、議案第3号、令和3年度白老町一般会計補正予算第12号を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議3-1をお開きください。議案第3号、令和3年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

令和3年度白老町の一般補正予算（第12号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,388万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億2,256万2,000円とする。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月31日提出。白老町長。

次に2ページ、3ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正の1歳入、2歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の2の歳出から説明させていただきますので8ページ、9ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費、(1)難視聴対策施設維持管理経費、103万7,000円の増額補正でございます。修繕料であります北吉原バーデン団地内の地上デジタル放送送信アンテナが破損していることから交換を実施するための経費を計上するものでござい

す。財源は一般財源であります。

続きまして、9目企画調整費、(1)ふるさと納税推進事務経費。74万円の増額補正であります。ふるさと納税ワンストップ特例申請の件数が当初の見込みよりも上回ったことからワンストップ特例申請処理代行業務委託料を増額するものであります。財源は一般財源の増額でございますがふるさと寄付金の一般寄付金分から同額を増額するものでございます。続きまして(2)ふるさと納税推進PR事業。5,789万8,000円の増額補正でございます。ふるさと納税の寄附件数が当初見積もりよりも上回る見込みとなったことから謝礼品費、返礼品費代金及び配送料4,905万6,000円。業務委託料、各ふるさと納税寄付ポータルサイトへの委託料、884万2,000円を増額するものでございます。財源は一般財源の増額でございますがふるさと寄付金の一般寄付金分から同額を増額するものでございます。

続きまして 3款民生費、2項4目児童福祉施設費、(1)保育士等処遇改善事業、649万9,000円の新規計上でございます。国のコロナ克服新時代改革のための経済対策による保育士幼稚園教諭等の処遇改善のため令和4年2月から収入を3%引き上げる措置を実施するために必要な経費を計上するものでございます。財源は全額国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を充當いたします。

次のページをお開きください。4款環境衛生費、4項1目病院事業費、(1)国民健康保険病院事業会計繰出金等(病院改築事業分)3,213万6,000円の増額補正でございます。公募型プロポーザルにより町立病院の改築工事を設計施工する事業者が決定したことに伴い町立病院改築事業を本格的に進めるにあたり基本設計、ボーリング敷地調査、現在の町立病院と医師住宅のアスベスト調査を実施するための費用を病院事業会計へ繰出するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)道路施設維持補修経費3,450万円の増額補正であります。除雪に関わる需用費として凍結防止剤などの消耗品、除雪車両の燃料費を計上するとともに町道除雪委託料は町内全域2回程度の出動の経費として3,269万7,000円を見込み増額するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業57万円の増額補正であります。返還金は令和2年度の国土交通省道路局所管の社会資本整備総合交付金の清算に伴い国庫支出金を超過して交付を受けた57万円を返還するための経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、4項1目港湾管理費、(1)港湾施設管理経費。160万4,000円の増額補正でございます。白老町臨港道路の除雪業務委託料について今後不足が見込まれるため増額するものでございます。財源は一般財源であります。

次のページをお開きください。9款消防費、1項1日常備消防費、(1)救急活動経費8万円の増額補正でございます。救急自動車のエンジンの不具合が生じているため事象を改善するためのエンジン配線などの修理に必要な経費を計上するものでございます。財源は一般財源であります。続きまして(2)常備消防施設維持管理経費。8万2,000円の増額補正でございます。消防庁舎の衛生設備であります洗面所、サーモスタット混合栓が経年劣化により故障したため

修理に要する経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、10款教育費、5項2目体育施設費、(1)体育施設維持管理経費。47万9,000円の増額補正でございます。修繕料の計上でございますが町民温水プールの給湯配管からの漏水が発生したことによる修理の経費及び総合体育館の蒸気ボイラーの不良による部品交換の経費などを計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

14款諸支出金です。次のページを御覧ください。1目基金管理費、(1)各種基金積立金7,826万3,000円の増額補正でございます。令和3年度の普通交付税の再算定が実施されそのうち臨時財政対策債発行可能額の27.4%の額を令和3年度の臨時財政対策債を償還するための積立に要する経費として算定されたことから本町の令和3年度の臨時財政対策債発行可能額、2億8,563万2,000円の27.4%の額であります7,826万3,000円を町債管理基金に積み立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして歳入の一般財源の説明をさせていただきます。4ページ、5ページにお戻りください。12款地方交付税、普通交付税、1億7,132万5,000円の増額補正であります。歳出のところでご説明を申し上げましたが令和3年度の普通交付税について国補正予算に基づく事業を円滑に実施するために必要な経費を算定するため再算定が実施され臨時財政対策債償還基金費、7,826万3,000円を含む1億7,132万5,000円が追加交付されたところでございます。

続きまして、21款繰越金、1目繰越金、前年度繰越金2,257万4,000円の減額補正でございます。歳出総額に対する歳入の増加部分を減額調整するものでございまして本補正予算において繰越金の留保額は4,152万4,000円となるところでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業  
会計補正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第5、議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは議4-1をお開きください。議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額4,720万4,000円、補正予定額3,213万6,000円、計7,934万円。

第1項出資金、既決予定額2,976万5,000円、補正予定額3,213万6,000円、計6,190万1,000円。

第1款資本的支出、既決予定額4,720万4,000円、補正予定額3,213万6,000円、計7,934万円。

第1項、建設改良費、既決予定額4,720万4,000円、補正予定額3,213万6,000円、計、7,934万円。

令和4年1月31日提出。白老町長。

次に議4-2をお開きください。令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書は記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続いて議4-3をお開きください。先に真ん中から下段の資本的支出の説明ですが病院改築事業における基本設計費用とボーリング調査費用、敷地調査、測量調査費用、病院本体と医師住宅のアスベスト調査費用として3,213万6,000円の業務委託料の増額補正となっております。上段の資本的収入につきましては資本的支出における増額補正額全額となる3,213万6,000円について一般会計からの出資金として繰出しを受けるものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 議の4-3ですけれども病院の基本設計の業務委託等の金額が計上されていますけれども、多分、今年度で当初予算を含めて3回ほどの補正等をしていると思いますけれども合わせて今日までに新病院に関わる基本設計等に関わる整備事業費の累計額がいくらになるのか教えてください。

それと1点です。先ほど町長から行政報告があつてまた病院の先生が退職されるということで非常に残念なのですが前回退職された先生も体調不良、今回も体調不良と言っていますけれども多分、白老町に来ていただける先生ですから十分に面接もされていると思いますけれどもその辺の続けているのですけれども体調が悪いということでその辺も考慮されて面接されて



採用されているのか。唐突に体調が不良になったのか。町民からすれば先生云々ではなくて理事者側として町民として先生に1日でも長く定着して欲しいと思うのですけれどもそういう部分についてどのような面接あるいは採用をされてわからなかったのかどうかその辺りをお聞きしたいのです。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず1点目の今回の改築費用の部分での一般会計からの出資金のご質問でございます。まず7月に補正をあげましてその時はこの改築の部分ということで2,760万3,000円を議決いただいております。今回、3,213万6,000円ということで合わせて病院改築におけますと5,973万9,000円となっております。それと当初予算の中で病院の書面の財務局で持っている土地の事業用地取得分が216万2,000円となっております。病院改築の部分でいいますと出資金合わせて6,190万1,000円ということになっています。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 医師の退職の件でございますけれども今お話があったように面接、募集を含めてそして応募があった医師については事務長それから院長による面接をしっかり行ってそして条件も提示をしながら採用をしているところでございます。今回も含めて町長の行政報告にあったように短期間の中で医師が退職するというのが私たちにとっても町民も含めてもちろんそうですけれども大きな問題だと押さえております。今回の医師については直接私も退職に当たっての話はしていないのですけれどもそれまでの医師とは勤務の期間が長いこともあって話はしながらいろいろとその理由も含めて確認、話をさせていただいております。ただ退職の理由をこちら側が留意をしたとしてもなかなか体調的な部分ですとか仕事の荷重の解釈の仕方ですとかそれによる疲労度ですとかその辺のところの捉え方には差異があるように思っております。こちらは決して勤務条件にないことをやっていたということではないのですけれどもそれぞれの捉え方がありますしそれから体調ということでの理由がありますので今回もその理由をもって退職ということを受け取ったわけです。

○議長（松田謙吾君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号 財産の取得について

○議長（松田謙吾君） 日程第6、議案第5号 財産の取得についてを議題に供します。  
提案の説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議案第5号になります。それでは議5-1をお開きください。  
議案第5号、財産の取得について。

次のとおり財産を取得するものとする。

令和4年1月31日提出。白老町長。

1、取得する財産（物品）。品名、中央公民館等備品。台数、一式。

2、取得予定金額、902万円。

3、取得の目的、中央公民館等の備品の更新。

4、取得の方法、指名競争入札による購入。

5、契約の相手方、白老郡白老町大町2丁目1番3号、事務器のKANAMARU、代表、  
金丸尚樹。

次に議5-2をお開きください。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページに備品に関わる詳細な説明を記載してございますが説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして入札の経過でございます。去る1月18日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のKANAMARUの3者に指名通知を行いまして1月25日に入札を実施したところでございます。落札者は事務器のKANAMARUでございます。落札率でございますが予定価格、922万4,270円に対しまして落札額が902万円でございます。よって落札率は97.7%になってございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今回の財産の取得なのですがこれもこれは公民館の中の大講堂の椅子かと思うのですがこれもコミュニティセンター自体には随分椅子やテーブルがありますけれどもそのうちのどの程度が今回新しく購入になって古い部分というのはどの程度あるのかその辺りを説明していただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 今回の備品については今ご質問のあったとおり中央公民館にありますテーブル、椅子、椅子の台車、丸椅子とあります。皆さんご利用されているのでご承

知だと思えますがコミュニティセンター講堂のテーブルにつきましては相当天板も傷んでおりますし、重たいこと、あと滑車が壊れて当初100数十台あったのですけれども今実際に使われている部分が80台程度となっております。壊れた部品と今ある部品を交換しながら使っておりますのでこのテーブルの120台につきましてはそのほとんどが講堂のテーブルの交換ということになります。もう1つ208号室というところにテーブルが10台あるのですけれどもそれも建設後40年以上そのままの状態でありまして天板に穴があいていたり傾いていたりしているということでそれも10台更新の予定です。あと椅子等につきましては201号室に設置してある椅子がほとんどなのですけれども普通のパイプ椅子と違いまして鉄の枠、ビニールのレザーで背中と座面の部分がその部屋をも含めて250台ほどあるのですけれどもその8割ぐらいが破けていたり曲がっていたりということで割と使えるものを優先的に使っていたのですけれどもそろそろ傷みが激しいということでそれらを更新する予定でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 残りはそうしましたら特に取り替えなくても大丈夫とされていると思うのですけれども今回は全体のうちの何割程度を取り替えるのかその辺を教えてくださいと思います。

○議長（松田謙吾君） 池田生涯学習課長。

○生涯学習課長（池田 誠君） 今テーブルにつきましては全て交換ということで考えております。あと椅子につきましては講堂のパイプ椅子等はそのままです。今交換しようと思っている椅子につきましては全て入れ替えるというか数が少なくなるのですけれども最近の入館者の人数ですとか会議で使用する人数、例えば201号室ですと当初200人ぐらい入れられる予定なのですけれども実際には最高で150人ぐらいの会議で使用しておりますのでその分は整理して更新した部分につきましてはほかの204号室、205号室のテーブルですとか講堂の椅子はそのままです。今交換しようとしているテーブルと椅子につきましては全て交換と考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎報告第1号 専決処分の報告について

(工事請負契約の金額の変更について)

○議長(松田謙吾君) 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 報1-1をお開きください。報告第1号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月31日提出。白老町長。

記、(2)、議会の議決を経た工事請負契約について当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲で変更すること。

続きまして報1-2をお開きください。専決処分書になります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和4年1月7日専決。白老町長。

記といたしまして1、工事名、萩野小学校大規模改修(建築主体)I期工事(第2工区)。

2、現請負金額1億950万5,000円。

3、新請負金額1億1,223万3,000円(272万8,000円の増)。

4、概要、校舎内部改修において既存内装仕上げ材の撤去を行ったところ床及び壁面に不陸ひび割れが確認されたことから補修関連の追加工事を行うため請負代金を増額変更するものでございます。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○議長(松田謙吾君) ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番(西田祐子君) この専決処分のことについてなのですが、白老町議会におきましては通年議会をしております。令和4年1月6日に定例会1月会議を開催しておりますけれども、この専決処分の日程を見ますと1月7日専決になっております。なぜ1月6日にできなくて1月7日に専決になったのかを1点お伺いしたいと思います。2点目に萩野小学校大規模改修工事ということで一度補正予算を組んでおります。今回また補正を組んでおります。2度目の補正になっております。なぜこのように2度も補正を起さなければならなかったのかその原因をお伺いいたします。まずその2点をお伺いさせてください。

○議長(松田謙吾君) 舛田建設課長。

○建設課長(舛田紀和君) 設定変更に関するご質問の2点でございます。まず昨今の1月6日議会においての部分ですが設計変更の現場不符号による現場検証それから業者協議それから設計変更の修正作業そういった必要日数で設計変更の設計書の完成が年明けまでかかったもの

ですからこの1月6日までには設計の確定ができなかったということで今回この議案にあげさせていただきますところでございます。それからもう1点、2度の補正というご質問でございますが昨年11月の補正につきましては同じ建物なのですけれども前回は外壁部分の工事において現場不符号が発生しその部分についての議案をあげさせていただきました。今回は内装部分の工事を行う際にそういった事象が発生したことから2回目の設計変更ということになった次第でございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 私はこの問題につきましてそんなに専門家ではないのでよくわかりののですけれども一般的な町民の感覚として2回も補正を組むということはそもそも段階できちんと白老町として出した価格が適正だったのかどうかまた業者もそういうものも古いから直すのであって当然想定される中でなければならぬと思うのです。専門性が問われる案件だと思うのです。なぜこのようなことを聞くかといいますとこれから町立病院の新築の問題があります。いろいろな建物の補修もこれからどんどん出てくると思うのです。そういう中でこのように次から次と補正を組むようなことになるといけないと思うものですから今回聞かせていただきました。申し訳ありませんが理事者としてこういうものは2度の補正を組まなければいけない状況になったことに関して今後このようなお考えを持つのかそのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 先にもう少し詳細をご説明させていただきます。今回外壁補修、内壁補修それぞれ目に見える部分の壁を剥がした中の状態というのは剥がしてみないと想定がつかないといった部分が多く見られます。今回はそういった壁を剥がした中の状態が今回変更が必要になったそういう症状が現場として見受けられたものですからそれについて変更を行ったということでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、ご指摘されたことについては確かに一般的に考えるともっとしっかりとした見積もりを含めて実施すればよかったのではないかという捉え方ができるのではないかそのことについては受け止めたいと思いますけれども工事を進めていく中で建設課長からもありましたように当初からそのところを見積もっての設計、判断ができないところもありまして今回のようなその部分部分での対応の仕方でのような補正のあげ方になっているところでございます。その辺のところは今ご指摘のあった今後も公共施設を含めての長寿命化の中での修理改修というものが考えられますから十分原課とも話をしながら予算の取り方、ありようについてはしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

---

◎報告第2号 専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

○議長（松田謙吾君） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告について、損害賠償額の決定についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報の2-1をお開きください。報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年1月31日提出。白老町長。

記については朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。地方自治法第180条第1項の規定に基づき白老町議会会議条例第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

令和4年1月25日専決。白老町長。

1、損害の賠償の額、金1万3,700円。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

次のページは説明であります。事故の発生状況でございます。

1、日時、令和3年12月8日水曜日、午後8時55分頃。

2、場所、白老町字竹浦616番地103地先、JR竹浦駅跨線橋。

3、当事者、(甲)、(乙)記載のとおりでございます。

4、状況でございますけれども、令和3年12月8日水曜日、午後8時55分頃、(乙)の子がJR竹浦駅跨線橋を通行したところ周囲が暗かったために階段の踏み板が抜け落ちていることに気づかず足を踏み外したものであります。

5、被害の程度、(乙)の子の左腕、左足の擦り傷及び打撲。

6、損害賠償額、本件は(甲)が管理するJR竹浦駅跨線橋において階段の踏み板が腐食していたことが原因で発生した事故であるため(甲)は(乙)が指定する方法により治療費等1万3,700円、全額を支払うことで示談する。なお損害賠償額については全額保険により補填されるものでございます。次のページに事故の発生状況の図面をつけております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 事故の状況はわかりました。ただ私もいってみるとかなり腐食しているのです。もし今答えられるのであれば安全対策と今後の方向についてだけ分かる範囲で答弁願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 事故後の対応といたしまして前回ご説明させていただいた仮処置をさせていただきます。その後 J R 北海道室蘭保線所さんと協議をさせていただいて昨年末に 2 度ほど J R 現場立会いのもと緊急的な修繕を 2 日間実施しております。今回の当該箇所については復旧を終えております。そのほか階段の裏側から踏み掛け板が落下しないよう腐食している箇所を鋼材を用いて溶接で仮復旧をしております。今後、協議の中で 5 日間程度我々が作業を要するという協議をしておりますして 2 月の中旬以降に残り 3 回以降をどうしても見張り員の設置が必要になってくるものですから J R さん立会いのもと残り 3 回ほどかけて最終的には階段全体を点検の中で危険な箇所を鋼材を使って溶接をせずには安全確保をしたいと思えます。今後の部分につきましてはなのですがこの跨線橋につきましてははもともと J R と長寿命化事業の一環の中で改修をさせていただきたいという協議は進めているところでございます。ただ相手方との日程、期間の都合そういった調整がまだうまく整っていないで実際に最終的な改修に向けてはまだ協議がなかなか進まない状況ではありますがこの新たな本格的な復旧協議の 2 月 4 日からまた改めて引き続きやっていくという状況になってございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なしと認めます。

報告第 2 号は、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間は休会となっておりますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 2 時 18 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 佐 藤 雄 大

署 名 議 員 貳 又 聖 規